

# 國學院大學學術情報リポジトリ

富士山頂における神仏分離：  
穴野半と小沢彦遅を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 昌志 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002322">https://doi.org/10.57529/00002322</a>

富士山頂における神仏分離 — 穴野半と小沢彦遅を中心に —

永田昌志

はじめに

本稿は富士山頂における神仏分離の実態を明らかにすることを目的としている。

神仏分離については、『明治維新神仏分離史料』<sup>①</sup>『神仏分離』<sup>②</sup>等により、時代や地域によって様々なかたちがあったことが知られている。しかし、これらの史料において、富士山頂における神仏分離（以下、富士山頂神仏分離と記す）の様子は紹介されていない。富士山頂神仏分離について記されているものとして、『浅間神社の歴史』<sup>③</sup>、『浅間文書纂』<sup>④</sup>、『富士宮市史』<sup>⑤</sup>、『村山浅間神社調査報告書』<sup>⑥</sup>等の図書が挙げられるが、これらは何れも富士山本宮浅間大社<sup>⑦</sup>の関係史料に基づいていると考えられる。

また、近年の研究成果としては、鈴木雅史氏の論文「富士山頂上における神仏分離と『富士山頂上独案内』」<sup>⑧</sup>があるが、これは、明治十三年に出版された木野戸勝隆『富士山頂上独案内』を明治維新神仏分離直後の富士山頂上の現状を記録した大変貴重なものであると紹介したものである。そのうえで更に、近世以前の多くの史料と『富士

山頂上独案内』を含む神仏分離以後の史料とを比較して、近代初期の富士山頂上の変容について詳細な考察がなされている。しかし、明治七～八年の富士山頂上の神仏分離については、これまでの先行研究と同じく富士山本宮浅間大社関係の史料を中心に論述している。また、同氏の著書『富士山頂上の歴史』<sup>(9)</sup>も同様である。

富士山頂神仏分離については、富士山本宮浅間大社宮司であった宍野半<sup>(10)</sup>が関わっていたということが、先行研究では述べられている。しかしこれまで、宍野半以外の人物については、どのような人物が関わっていたかは明らかにされてこなかった。山梨県富士吉田市には「高見乃舎日記 明治七年一月始」<sup>(11)</sup>（以下、小沢日記と記す）という表題の日記が残されている。それは富士山北口浅間御師の小沢彦遅<sup>(12)</sup>が記したものである。小沢日記はこれまで史料として取り上げられていないが、富士山頂神仏分離を知るうえで欠かせない。そこで史料としてあげることにした。本稿では、近世における富士山北口浅間御師の神祇道の歴史と、その流れを汲む小沢彦遅の近世から富士山頂神仏分離実施までの経歴と経験を確認して、小沢彦遅と宍野半の関係を考察していきたい。

富士山頂神仏分離を、明治七年七月の富士山頂神仏分離と、明治八年一月の富士山中山名改称の神仏分離の二つに分けて検討する。前者では、史料の基本となるものは富士山本宮浅間大社関係の史料であるが、小沢日記と富士山頂神仏分離を取材したと思われる新聞記事を史料として、当時の様子を明らかにしたい。また、後者の明治八年一月の富士山中山名改称については、宍野半が神仏分離を実施するためにどのような計画を立てどのような手続きを踏んだのかを考察する。

## 第一章 近世における富士山北口浅間御師と小沢彦遅

小沢彦遅と宍野半の関係が始まるのは、宍野半が教部省に入省した明治五年七月以降と考えられる。近世から富士山北口浅間御師として活動していた小沢彦遅は、宍野半が主に関東一円の富士講と富士山周辺の御師を糾合して

同六年九月に設立した富士一山教会（後の神道扶桑教）に、参加した<sup>(14)</sup>。その後、宍野半の下で行動し、同十五年五月の神道扶桑教の特立を経て、同十七年五月の宍野半死去の際には、嗣子健丸の後見人の一人にもなった<sup>(15)</sup>。その後も、小沢彦遲は神道扶桑教師として活動していたことが窺えるが、近世と同様に近代の神道扶桑教内での活動についても、現在のところ断片的にしかな明らかになっていない。

この小沢彦遲（明治七年当時五十一歳）は明治七年七月の富士山頂神仏分離においても、何かしらの役目を果たしていたことが窺える。小沢彦遲とはどのような人物であったのか、富士山北口浅間御師と小沢彦遲の近世を概観してみたい。

近世初頭、富士山北口浅間御師は北口本宮富士浅間神社<sup>(16)</sup>に所属する存在ではなかった。彼らは、北口本宮富士浅間神社の各拝所で印を結び、唱文・真言を唱え、さらに幣帛を捧げて祈願を行っていた。彼らに影響を与えたものとして寛文五年（一六六五）の神社条目<sup>(17)</sup>が考えられる。この条目が出されたことからこれに従い、浅間神主小佐野若狭は上京し、吉田家に入門して許状を請けた。その後、吉田家に入門するものが相次いだ。宝暦期、浅間神主小佐野若狭と諏訪神主佐藤式部の間で祭典執行についての争論がおこり、神祇道免許を持たない佐藤式部は急いでそれを整える必要があった。しかし、吉田家入門には浅間神主の紹介が必要であったため、争論の相手を避けて白川家より免許を請けた。この後、白川家入門者が増加していったが、それは白川家では御師免許を発給していたことも理由の一つと思われるとしている。文化年間以降はほとんどの御師は神職資格を持ち、北口本宮富士浅間神社に奉仕する神職となり、祭典・祈願も浅間大神に対して神祇式によって執り行うようになった。万延元年（一八六〇）の御縁年の大祭には、御師七〇人以上が神主を祭主として役割を分担したという<sup>(18)</sup>。これらにより、近世初頭では神仏習合的であった御師が近代に向けて神道化していく様子を窺うことができる。

このように白川家に入門する御師が増えていったが、その中に白川家より祝職補任を受け、更に安政三年

(一八五六)に官位を得た小沢志摩(三四歳)、上文司淡路(二七歳)という二名の御師が存在していた<sup>(19)</sup>。この小沢志摩が小沢彦運である。更に小沢彦運は明治元年(一八六八)に平田派に入門した<sup>(20)</sup>ことが、平田派門人「姓名録」と「誓詞帳」で確認できる。

戊辰戦争では、倒幕運動を末端で支援していた神道的な集団として遠州報国隊や駿州赤心隊そして蒼龍隊が存在した。蒼龍隊は小沢彦運をはじめ富士山北口浅間御師を中心に結成(慶応四年閏四月)され、東征大総督有栖川宮熾仁親王直属であった。

彼らの任務は、大総督有栖川宮守衛が主な任務であった。上野戦争が収束するまでは各方面への探索が中心であったが、大総督有栖川宮の凱旋帰京にもなつて十一月六日に東京を離れるが、部隊編成から約七か月にわたる間、江戸・東京においてきわめて多様な活動<sup>(21)</sup>を行った。富士山北口浅間御師と江戸・東京の富士講のつながりが、蒼龍隊の活動をささえていた。朝廷権威を付与された蒼龍隊という立場が求心力となつて、それを可能にしていた<sup>(22)</sup>とい

この小沢彦運を含む富士山北口浅間御師が蒼龍隊員として活動した中で、以下の二点に注目したい。

一点目は、蒼龍隊が江戸・東京で神仏分離に関与したという事である。関東で修験や社僧の復飾(還俗)が集中するのは、慶応四年(明治元年)八月から十月であったが、その中には、蒼龍隊にその仲介を依頼するものがあつた。その一つに、深川八幡宮(富岡八幡宮)別当永代寺の還俗の神事祭式があつた<sup>(23)</sup>という。

二点目は、慶応四年六月二日の招魂祭に小沢彦運を含む蒼龍隊の何人かが参列していることである。招魂祭は江戸城内で執り行われ、大総督宮をはじめとする一八卿は表上段へ出御、下段には神前の飾付、その上の長押に各藩の討ち死にした者の姓名を認めて張出し、草莽諸隊は大広間に出席という配置であつた。招魂祭は、楽に始まり献供、祝詞、大総督宮による御拜、各隊長による拝礼、各隊員による拝礼の後、大総督宮、諸卿らが退出、楽とともに

に御供を下げ祝詞を唱えることで終わり、直会へと移ったという。<sup>(25)</sup>

小沢彦選をはじめとする富士山北口浅間御師たちの江戸・東京での神仏分離の関与、招魂祭参加とその際の楽の体験は、後の富士山頂神仏分離に何らかの影響を与えたものと思われるのである。

## 第二章 明治七年七月の富士山頂における神仏分離

富士山頂神仏分離について考察する場合、宍野半たちが実行した富士山頂神仏分離の目的と期日により大きく二つに分けた方が考えやすい。一つは大日堂に安置されていた大日仏を山頂から他に移し、その跡に浅間大神を奉斎した明治七年七月の神仏分離である。これについては、この章で述べる。もう一つは明治八年一月に許可された富士山中山名改称という神仏分離である。これについては、第四章で考察する。

富士山頂神仏分離に関する先行の研究では、富士山本宮浅間大社関係の史料を中心として考察されていると考えられるが、本稿に於いても、この章の前半では富士山本宮浅間大社関係の史料を利用し、その後、小沢日記等を活用して富士山頂神仏分離の様子を探りたい。

まず、富士山本宮浅間大社における明治初年から同六年の境内旧阿弥陀堂・鐘楼を去除くまでの神仏分離を概観する。

慶応四年三月十七日「諸国神社の別当・社僧復飾の令」(神祇事務局第百六十五) 続いて同月二十八日「神仏分離の令」(太政官第百九十六)<sup>(26)</sup> が達せられると、富士山本宮浅間大社においても、同年五月、別当宝幢院見晃は復飾して富士神一郎と改称し大神主となった。その他の供僧もまたそれぞれに復飾したが、旧社人とは融和できなかつたようである。<sup>(27)</sup>

明治六年三月二十三日、教部省十二等出仕であった鹿児島県士族宍野半が宮司となった。

同年七月、境内旧阿弥陀堂・鐘楼を取除き鐘楼跡へ社務所を建築し且つ梵鐘を売却してその建築費用に充てたいと、県庁に願ひ出て許可され直ちに着手することになった。

富士山頂神仏分離はこの後に実施される。

同七年六月十四日、富士山頂上大日仏取除き更に浅間大神奉斎の儀伺書を、県庁へ差し出していたが、伺の通りの指令となり、合わせて富士山頂上安置諸仏像、雲切不動、村山浅間神社々内仏像取除きの儀伺書も、伺の通りの指令となった。<sup>(28)</sup>

富士山頂には、僧末代によって大日寺が営まれていたが、その後は退廃に帰していたに相違ない。室町時代に道者による登拝が勃興するようになると、再び祠堂が建設された。大日岳における大日堂、薬師岳における薬師堂は其最も著名なものである。記録の示すところによれば、大日堂には明応四年（一四九五）の銘文がある大日像があったという。それならば、大日堂の建立もまたその時代まで遡ることができる。薬師堂も之と前後して建立されたのであろう。近世に入ると、この二つの堂は益々信仰されたという。<sup>(29)</sup>これは、富士山北口浅間御師等の活動により関東地方を中心に広がった富士講による登拝が盛んにおこなわれるようになったからだと考えられる。

富士山頂神仏分離は、この大日堂の大日仏を取除き大日堂跡に浅間大神を奉斎すること、そして、薬師堂を始め富士山頂や登山道要所の安置諸仏像を取除くことを目的として実施されたのである。

明治七年六月二十八日、来たる七月、富士山中仏像取除きに付、本社より末社に至るまで臨時祭を実施したい旨、県庁へ願書を差し出していたところ聞届けられた。

同年七月二十二日に同月二十四日より富士山中仏像取除きに着手するので検査官員に出張してもらいたいと県庁に上申した。<sup>(30)</sup>

このように富士山頂神仏分離に向け、臨時祭の許可、仏像取除きの際の検査員の出張願等着々と準備が整えられ

ていった。

同月二十四日、本社で臨時祭を執行。終了後、静岡県十二等出仕鈴樹忠告、神官宮司以下伶人、常雇、凡十八人で富士山頂に向かった。

同月二十六日、富士山中仏像悉く取除き、元大日堂跡に浅間大神を鎮祭した。大日堂に鎮座していた大日仏は、村山浄蓮院へ引渡し、大日堂の建物は金五十円で神社が買い受けたという。<sup>(31)</sup>

その後、元大日堂は浅間宮と改称されたが、それは明治八年一月十四日、富士山中山名改称が許可されたことによると考<sup>(32)</sup>える。

この様に、富士山頂神仏分離は、行政の指示を受けながら実施されていたことが窺えるのである。

さてここからは、小沢日記の明治七年七月二十日から二十六日に富士山頂上から下山し四合目に宿泊するまでを見る。なお、史料翻刻にあたっては、旧字は新字とした。読みやすさを考え句読点をつけ、合字はひらき、ルビは史料のままとした。以下の史料も同様である。

高見乃舎日記 明治七年一月始

七月大

廿日晴午前七時土用入宍野君来ル。廿一日晴神事

典礼須走川口村より五人斗り祭礼二付来ル。廿二日晴宍野君大宮へ豎。廿三日晴神式入用二付十五円横町弥左□□より借用遺ス。廿四日晴神事二付注連沢同伴登山。

四合目泊り。二十五日晴午後一時□□雷鳴。小御岳其外二、二つ夫々払除等申付八合目室

泊り。廿六日晴□頂上至。南風立宍野君大宮より登る。第七時頂上装束ニテ一日

頂上廢仏いたし北口拜所ニ而神式。祭主宍野、祝詞司大宮権祢宜、奉幣ニ壱人、

典札田辺屯磨君、注連沢奥丸、主水司川口社人、散米須走米山重太、夫々壱、外大宮

須走川口一同ニ而神式十一時より音楽奏ス。夫より下山。身祿小御岳神事

右ニ付当国一宮権□宮司もまいる。壱人四合泊り。

この日記の内容は、以下の通りである。なお、壱人とは小沢彦遅の事と考える。

明治七年七月二十日、宍野半が来た<sup>(33)</sup>。二十二日に宍野半は大宮に帰っている<sup>(34)</sup>。小沢彦遅は二十四日、神事のために注連沢を伴い登山。四合目に宿泊。二十五日、「小御岳其外二、二つ夫々払除等申付」て八合目の室に宿泊している。二十六日頂上至。「南風立宍野君大宮より登る」とあり、宍野半たちは、静岡県側の大宮登山道を登り、小沢彦遅たちは山梨県側の吉田口登山道を登ってきたと思われる。この明治七年七月二十六日という日は、富士山本宮浅間大社関係の史料の富士山頂神仏分離と合致する。頂上の廢仏をして北口拜所にて神式の祭典を執り行った。祭主を宍野が勤めた。「奉幣ニ壱人」となっているのが小沢彦遅も所役を勤めていたことがわかる。大宮、川口、須走などの富士山周辺の地名<sup>(35)</sup>が見えるので、その地域の関係者も神仏分離に関与していたことが窺える。十一時より音楽が奏されたとあるがこれについては、第三章で述べたい。

この日記により富士山頂神仏分離に小沢彦遅が関与していたことが確認できたと考えられる。しかし、小沢彦遅が、どのような立場で具体的にいかなる関与をしていたのかは、今後の課題としたい。

また、神道扶桑教『教祖伝』には、富士山頂神仏分離当日二十六日に、拜所で宍野半を中心に富士山麓周辺の小沢彦遅をはじめとする各地の御師等により祭典が執り行なわれたこと、また俗人が同行していたことが記されている。<sup>(36)</sup> 小沢日記の二十六日と共通している部分がある。この日記によりこれも確認することができたと考える。

### 第三章 新聞記事から窺える富士山頂神仏分離の意味

前章では、富士山本宮浅間大社関係の史料により、富士山頂神仏分離が行政から許可を受けながら実施されていたことを確認した。また小沢日記により、富士山本宮浅間大社関係者、富士山北口浅間御師だけでなく、富士山周辺の関係者が、富士山頂神仏分離に関与していたことが窺える。では、小沢日記にある「音楽奏ス」とは何であるうか。その時の様子を伝える明治七年九月十四日付『新聞雑誌』<sup>(37)</sup>の新聞記事があるので全文を掲載したい。<sup>(38)</sup> なお、傍線は筆者が記した。

#### 富士山頂から仏法一洗の祝文

富岳ノ靈タル、清人ハ蓬萊ヲ以テ称シ、洋人ハ名山ヲ以テ広メ、古来木花佐久夜比売命ノ鎮座シ玉フテ、人民ノ仰ギ貴ムコト言ヲ待ズ。然カルニ仏法我邦ニ入リシヨリ、絶頂ニ大日如来等ノ仏体ヲ安置シ、登岳ノ人同音ニ、南無阿弥陀仏、六根清浄杯ノ語ヲ唱ヘザレバ登山スルコト能ハズ。近來神官神仏混淆禁止ノ令意ヲ奉ジ、該県ノ有司ニ上申シ、茲ニ大宮本宮ニ於テ臨時祭典ヲ行ヒ、山頂ニ雅楽ヲ奏シ、仏法一洗ノ祝文ヲ誦読シ、一々仏像ヲ他方ヘ轉移シ、殊ニ表口中道ノ岩洞中ニ安置セル雲霧不動ノ像ヲ變移シ代ルニ日本武尊ヲ以テセリト。噫名峰ノ

歳ノ仏醜ヲ一洗シ、神靈呵護ノ名場トナス、寔ニ美学ト云ベシ。当日治県ノ官員某々出張シ、冥頑無知ノ野民ニ  
 廃仏ノ主意ヲ懇諭セラレシトゾ。

この新聞記事によると、古来より富士山には木花佐久夜比売命が鎮座しているので、人民が仰ぎ貴ぶことは言うまでもない。ところが我が国に仏教が入ったことから、山頂に大日如来等の仏体を安置し、登山者たちは同音に南無阿弥陀仏や六根清浄等を唱えなければ、登山することができなくなった。近年の神仏分離令の指示に従い、関係する各県に上申して、富士山本宮浅間大社において臨時祭を行い、山頂で雅楽を奏し、仏法を改め祝詞を奏し、一つ一つ仏像を他に移し、殊に表口中道の岩洞の中に安置されていた雲切不動像を變移し代わりに日本武尊を祀った。千年の仏醜を改め、神靈の名場とし、当日は治県の官員が出張してきて「冥頑無知ノ野民ニ廃仏ノ主意」を懇諭したという。

この記事により、富士山本宮浅間大社において臨時祭を行ったこと、山頂で祝詞を奏したこと、一つ一つ仏像を移したことが、官員が廃仏（神仏分離）の主意を人々に説明したことなどを確認することができる。

また、ここに「山頂ニ雅楽ヲ奏シ」とあるが、それが小沢日記の「音楽奏ス」であると考えられる。富士山本宮浅間大社関係の史料にも、七月二十四日「神官宮司以下伶人、常雇、凡十八人登岳<sup>(39)</sup>」とあり、伶人が同行していることが記されている。この伶人が雅楽を奏したのであろう。この時の伶人は誰であったのか、その曲目は何か。また、どのような祭りが執り行なわれたのかは、今後の課題としたい。

『浅間文書纂』によると明治八年五月四日、富士山本宮浅間大社に県庁経由で式部寮「神社祭式」<sup>(40)</sup>が達せられた。翌五日、「神社祭式」に照準して祭式を改正している。同年九月二十七日には、静岡県士族東儀音和、東儀閑八<sup>(41)</sup>を雇い入れ、倭舞・巫舞・音楽を伝習させている。同年十月三十日、倭舞装束二具と巫舞装束四具が出来上がった。

同年十一月四日、静岡県参事毛利恭助、権中属鈴木忠告の参向を得て例祭が執り行なわれ、この日始めて倭舞・巫舞が奏せられたという。この同八年五月四日から例祭までの半年に渡る計画には多額の経費も必要であり、神社の長である宮司宍野半の積極な関与が感じられる。<sup>(42)</sup>

#### 第四章 明治八年一月の富士山中山名改称

この章では、第二章で考察した明治七年七月の富士山頂神仏分離とは異なり、富士山中山名改称という富士山上にある仏教的な山名や地名を改めることを目的とするという神仏分離である。宍野半が山名や地名をどのように改称しようと計画していたのかは、明治七年六月四日の伺書の別紙に詳細に述べられている。従ってここでは、富士山中山名改称の儀伺書が県庁に提出され、指令が届くまでの手続きはどのようなものであったかを概観したい。

まず始めに、駿河国浅間神社（富士山本宮浅間大社）、上吉田村富士岳神社（北口本宮富士浅間神社）、川口村浅間神社<sup>(43)</sup>の三社の宮司と祠官を兼ねていた宍野半が、同七年六月四日に山梨県権令藤村紫朗<sup>(44)</sup>に宛てた伺書から検討する。<sup>(45)</sup>

#### 史料①

富士山中摂末社ヲ除ノ外、山内一般ヲ当社ヨリ所轄ノ儀固ヨリ無御座候得共、神典ニ木花之佐久夜毘売命者坐駿河国福慈岳也ト有之候神岳ニシテ、皇国ノ名山ヘ中古ヨリ仏徒相称シ来リ、無謂仏名ヲ文明ノ今日ニ至リ其儘相唱候テハ、右木花之佐久夜毘売命ノ原由ニ対シ不都合ニ候間、字名改正相成候様当社社ヘ奉仕ノ廉ヲ以テ乍恐此段奉言上候也。

但シ兼テ改称ノ見込別紙ノ通ニ御座候ニ付是又乍恐無腹藏言上仕候。

明治七年六月四日

駿河国浅間神社宮司

兼甲斐国都留郡上吉田村富士岳神社

同郡川口村浅間神社祠官

大講義 穴野半印

山梨県権令 藤村紫朗殿

この内容を見ると、富士山中の撰末社を除く富士山内一般は当社の所轄するところではもとよりのないが、神典に木花佐久夜毘売命は富士山においてになると記載されている。神山であり皇国の名山に中古から仏者により仏名が付けられているが、文明が新しくなった今日、そのままでは不都合であるから山名を改称したい。ついては、別紙に改称の見込をあげたとしている。別紙に改称の見込とあるが、それはどのようなものか、少々長くなるが以下に記す。

史料②

富士山絶頂真中ハ大ナル焼穴アリ、仏徒等彼レヲ八葉ト曰ヒ天台・真言両宗ノ両部ヨリ出ル名ナルベシ俗人ハ御穴ト曰フナリ。然ルニ其脇多ハ仏名等ヲ像リ本地仏ヲ称シテ神名ヲ間々唱フルナリ。サレバ神岳ト伝フル名山ヘ無謂仏名ハ神仏混淆ノ区別判然無之、依之地形ニ相応ノ名ヲ撰<sub>(マ)</sub>ビ改正有之、名附ガタク<sub>(マ)</sub>処エハ、神仏混淆ノ節相唱タル神名ヲ残シ仏名ヲ総テ被廢度改正ノ見込書左ノ通。

## 一 文殊ヶ岳

此所ヲ三島岳ト相改度、所由ハ神仏混淆ノ砌文殊ヶ岳垂迹即チ三島大明神ナリト曰ヒ伝フル処ナレバ、外ニ美名ヲ以テ改度ト雖ドモ、地形相応ノ名義無之ニ依テ三島岳ト相改度候ナリ。

## 一 釈迦ノ割石

此所ヲ割石ト相改度、所由ハ貞觀年中富士山炎上ノ節歟、大石ニツニ割テ今現存セリ、依之割石ト相改候也。

## 一 薬師ヶ岳

此所ヲ久須志岳ト相改度、所由ハ常陸国大洗磯前へ薬師神社有之、祭神ハ大己貴・少名彦両神ニシテ医道ノ神祖ナル故音読ヲ同フシ字義ヲ改ムル而已ナリ。

## 一 釈迦ヶ岳

此所ヲ志良山岳ト相改度、所由ハ釈迦岳ノ垂迹白山大権現ナリト曰ヒ伝フルニ依リ、地形ニ於テ外ニ美名ナキヲ以テ音読ヲ同フシ字義ヲ改ムル而已ナリ。

## 一 阿弥陀ヶ久保

此所ヲ片瀬戸ト改度、所由ハ片方梢屏風ニ似タリ、片方ハ大穴ニ向ヒ砂原ニシテ片瀬戸ノ景色有之故ナリ。

## 一 観音ヶ岳

此所ヲ伊豆岳ト改度、所由ハ観音ヶ岳ノ垂迹伊豆大権現ナリト云々ハ釈迦ヶ岳ノ意ニ同ジ。

## 一 勢至ヶ久保

此所ヲ荒卷ト改度、所由ハ少ノ風雨ニ通ヒ難ク(マ)処ニシテ、風雨ノ節通行スル者アラバ多ク必ズ谷底へ卷落(マ)シ落命ノ処ナレバナリ。

## 一 大日堂

此所ヲ浅間宮ト改度、所由ハ天台・真言ヘ有之候十二支本地仏ノ処ニ大日ノ垂迹富士浅間ナリト有之候ニ付熟考スルニ、空海法師登山ノ節、浅間宮即チ大日ト名義ヲ改タルナラン。如何トナレバ神典ニ基キ深ク考証スルニ、木花佐久夜毘売命者坐駿河国福慈岳也トアレバ頂上ヘ浅間宮ナクンバ神典ノ意ニ戻ルナリ、依之浅間宮ト改度ナリ。

但シ空海富士参詣ノ事跡ハ須走村ヘ存リ。

一 東(兼カ)西(兼カ)ノ河原一 西(兼カ)ノ河原

此所ヲ東・西安河原ト改度、所由ハ西(兼カ)ノ河原仏道ノ名義ナル故廢シ度ト雖モ、地形砂原ニシテ梢河原ヘ似タリ、以テ安河原ト改度ナリ。

右富士山頂上甲駿両国ノ中ヘ相唱フル字名ニ候。

別紙改称見込では、ここまでの地名が富士山頂上と捉えている。<sup>(46)</sup>この別紙改称見込には、大日堂を浅間宮に改めた  
いという記述が見える。

## 一 迎薬師

此所薬師ヶ岳ノ意ニ同ジ。

## 一 経ヶ岳

此所ヲ成就ヶ岳ト改度、所由ハ日蓮法師此処ニ於テ百ヶ日ノ誓願ヲ立、終ニ成就ヲ遂ゲ其後南無妙法蓮華經文字ヲ彼ノ処ノ岩ヘ刻付テ今存在ナレバ、右ノ文字ヲ除キ成就ヶ岳ト改度ナリ。

右富士山八合目以上併六合目以上ニシテ甲州ノ地ナリ。

## 一 烏沙摩明王

此所取除キ可ナラン、若更ニ神ヲ祭ルニ於テハ埴山姫命ニテ可然ナリ。

## 一 地藏堂

此所取除キ可ナラン、若更ニ神ヲ祭ルニ於テハ、風神ヲ斎キ竜田社ト相唱可然ナリ。

## 一 姥子堂

此所姥子ト相唱ヘ仏体アラバ取除キ可然ナリ。

右静岡県下駿東郡須走浅間神社従来ノ持分場。

## 一 笹垢離不動

此所笹垢離ト而已相唱ヘ不動ヲ取除キ可ナラン。

## 一 雲霧不動

此所雲霧ト而已改度、此処元來頗ル靈驗有之場所ノ由ナレバ、和訓栞目ノ部ニ有之目黒ノ不動等ニ基キ祭神ヲ日本武命ニ改ムカ。

右静岡県下富士郡大宮・村山従来持分ノ場所。

## 一 不動石

此石大ナル磐ナルヲ以テ有形ノ名ニ改度ナリ。

## 一 毘砂門石

此所ハ熊野岩ト相改可ナラム、如何トナレバ印度藏誌ニ毘砂門ハ須佐男命ナラントアレバナリ。  
右富士半腹中道ト相唱候道ニ御座候。

という。これを受けて、五日後の同月九日に、山梨県参事富岡敬明<sup>(47)</sup>が内務卿大久保利通<sup>(48)</sup>に「伺書」を提出した。

## 史料③

富士山中山名改称ノ儀伺書

駿河国浅間神社宮司兼管下甲斐国都留郡第七区上吉田村富士岳神社、同郡第五区川口村浅間神社両郷社祠官宗野半ヨリ、富士山中是迄唱来候仏名ノ場所今般改称ノ儀見込建言ノ次第別紙ノ通有之、就テハ従来所轄ノ場所適宜改称致シ不苦候哉、早々御指令有之度別紙相添此段相伺候也。

明治七年六月九日

権令藤村紫朗代理 山梨県参事 富岡敬明

内務卿 大久保利通殿

これまで富士山中に於いて仏名を称していた場所の改称については、別紙の通り見込の名称もあり問題もないので、早々にご指令をいただきたいとしている。しかし、五か月掛って届いた内務卿伊藤博文<sup>(49)</sup>文代理林友幸<sup>(50)</sup>からの返事は、

以下の通りである。

史料④

(朱書)

「書面富士山中名称改正ノ儀ハ人民上強テ障碍無之儀ニ候ヘバ従前ノ儘据置可申事

明治七年十一月十四日

内務卿伊藤博文代理 内務大丞 林友幸印」

名称改正は人民に障碍がないのでそのまま据置くべき事であった。では、富士山中山名改称の儀は、その後どうなったのであろうか。『浅間文書纂』には以下の記述がある。<sup>(21)</sup>

明治八年一月十四日 富士山中地名、左之通改称之儀、県庁へ及上申候処、於内務省御聞届相成候旨、御指令相成候事

久須志岳 元薬師岳

志良山岳 元釈迦岳

片瀬戸 元阿弥陀窪

伊豆岳 元観音岳

荒巻 元勢至窪

浅間宮 元大日堂

西安河原 元東西西ノ河原

迎久須志 元迎薬師

成就岳 元経岳

姥子 元姥子堂

笹垢離 元笹垢離不動

雲霧 元雲霧不動

不動石 元不動石

熊野岩 元毘沙門石

元烏沙摩明王堂取除

これは、明治八年一月十四日、富士山中地名改称の儀を県庁に上申したところ、内務省において聞届けられた指令がなったというものである。この聞届けられた地名改称の中に、元大日堂という地名（名称）と新たに改称された浅間宮の地名（名称）が見える。これにより、元大日堂が浅間宮と改称されたのは、この時であったのだと考える。

前述の通り富士山頂神仏分離は明治七年七月に実施されたが、その一か月前の同七年六月に、この富士山中山名改称の儀伺書が山梨県に提出された。<sup>22</sup>これは、富士山頂上大日仏取除き更に浅間大神奉斎の儀という富士山頂神仏分離と、富士山中山名改称の儀という二つの神仏分離を同時に実施したいと宍野半が考えていたからであろう。

富士山中山名改称の儀は、宍野半が明治七年六月四日に山梨県に富士山中山名改称の儀伺書を提出したところから始まっている。伺書には、富士山中山名改称の見込別紙が添えられていた。それを受けて、五日後には、山梨県参事富岡敬明から、問題もないので早々に指令が欲しいという富士山中山名改称の儀伺書が、内務卿大久保利通宛

に提出された。五か月後の十一月十四日の内務卿伊藤博文代理林友幸からの回答は、人民に障碍がないのでそのまま据置くというものであった。しかし、二ヶ月後の同八年一月に内務省より聞届けの指令があったというものである。以上のように史料からは、富士山中山名改称という神仏分離は、恣意的に行われていたのではなく、当時の宗教行政の手續きに従って行われていたことがわかるのである。

### おわりに

富士山頂神仏分離は、教部省出身であり富士山本宮浅間大社宮司及び富士山周辺神社祠官であった宍野半により実施されたことは、先行研究により明らかになっている。しかし、小沢彦遅をはじめとする富士山北口浅間御師たちの富士山頂神仏分離への関与については触れられておらず、更に富士山頂で音楽が奏されたことは取り上げられてはいなかったが、小沢日記により、富士山頂神仏分離への小沢彦遅たちの関与と富士山頂で音楽が奏されたことを新たに確認することができた。

富士山北口浅間御師は、近世初頭は神仏習合的な御師であったが、寛文五年の神社条目などの影響で、ほとんどの御師は神職資格を持ち、北口本宮富士浅間神社に奉仕する神職となった。富士山北口浅間御師は、神仏習合的な状態から何代かに亘り徐々に神道化されて行ったのである。慶応四年、富士山北口浅間御師小沢彦遅は、御師仲間と共に蒼龍隊に参加し、江戸・東京における修験や社僧の還俗という神仏分離に関与し、江戸城内における招魂祭に列席し楽も体験している。このような、経歴と経験を持った小沢彦遅は、宍野半の富士山頂神仏分離構想の良き理解者であり、協力者であったと考えるのである。

富士山頂神仏分離は、新政府の施策の徹底と人心の啓発を図る必要から木戸孝允により発行された『新聞雑誌』の記事となった。この富士山頂神仏分離の様子を伝える記事でも、雅楽（音楽）が奏されたことが確認できた。

富士山頂神仏分離は、宍野半たちにより、一つ一つ関係の行政機関に上申し、中には内務卿の判断を仰ぐこともあったようであるが、行政と連絡を取り合いながら実行されていた。富士山頂神仏分離は、このように粛々と実施されていたと考えるのである。

この度は、ふじさんミュージアムはじめ関係者の方々のご厚意で貴重な小沢彦遅の「高見乃舎日記 明治七年一月始」を閲覧させていただいた。記して感謝申し上げます。

## 註

- (1) 村上専精、辻善之助、鷺尾順敬共編『明治維新神仏分離史料』全五卷（東方書院、上巻・中巻大正十五年、下巻昭和二年、続編上巻昭和三年・下巻昭和四年）。
- (2) 圭室文雄『神仏分離』教育社歴史新書Ⅷ日本史Ⅴ一三（教育社、昭和五十二年）。
- (3) 宮地直一・廣野三郎著、官幣大社浅間神社社務所編『浅間神社の歴史』富士の研究Ⅱ（古今書院、昭和四年）。
- (4) 官幣大社浅間神社社務所編『浅間文書纂』（浅間神社社務所、昭和六年）。
- (5) 富士宮市史編纂委員会編纂『富士宮市史』下巻（富士宮市、昭和六十一年）。
- (6) 富士宮市教育委員会編集『村山浅間神社調査報告書』（富士宮市教育委員会、平成十七年）。
- (7) 現在の富士山本宮浅間大社。以下、富士山本宮浅間大社と記す。静岡県富士宮市宮町一―一。戦前は浅間神社。明治四年五月十四日国幣中社、明治二十九年七月八日官幣大社に列せられる。前掲『浅間神社の歴史』三四頁。
- (8) 鈴木雅史「富士山頂上における神仏分離と『富士山頂上独案内』」『富士学研究』第二二巻 第一号（富士学会、平成二十六年）。

(9) 鈴木雅史『富士山頂上の歴史』(エース出版、平成二十七年)。

(10) 宍野半(ししのなかば)(二八四四〜一八八四) 明治時代前期の神道家。扶桑教の教祖。弘化元年(一八四四)九月九日生まれ。薩摩国薩摩郡隈之城村(鹿児島県川内市)の郷士休左衛門・加女かめの次男。幼にして日蓮宗某寺に預けられ、のち平田鉄胤の門に入り、国学・神道を学ぶ。明治五年(一八七二)教部省に出仕。同六年官を辞し、富士山本宮浅間大社の宮司となり、富士吉田などの浅間神社の祠官を兼ね、はじめて富士一山教会を組織した。富士吉田の旧御師、村山の旧修験、丸山講の幹部などと気脈を通じ、同九年の春、扶桑教会を設立、本宮の宮司を辞任し教会長となる。同十四年神道事務局幹事として皇典講究所の創設に尽力、同十五年五月他の教派神道とともに特立、神道扶桑教と改め、第一世管長に就任し、東京市神明町に教庁を営んだが、同十七年五月十三日四十一歳で急逝した。蘭田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』(吉川弘文館、平成十六年)。宍野半については阪本健一執筆を参考にした。

(11) 「高見乃舎日記 明治七年一月始」(個人蔵、ふじさんミュージアム 保管)。「高見之舎日記」として正式に纏められた概要はない。富士吉田市教育委員会歴史文化課編集『国指定記録選択無形民俗文化財調査報告書 吉田の火祭』(富士吉田市教育委員会、平成十七年)において、筒屋日記(嘉永六年(一八五三)〜明治三十年代まで)として一覽表で紹介されているが、その中の明治七年の日記である。その他、「至誠堂日記」「高見迺舎日記」「明治十年記事 高見乃舎」等があるという。

(12) 富士山北口浅間御師。富士吉田市史編さん委員会編集『富士吉田市史』通史編第三巻近・現代(富士吉田市、平成十一年)第一章第一節四頁に「富士山北口浅間御師」とあるのでこれに統一した。近世より現在の富士吉田市で活動する御師のこと。御師の勤めについては以下の通り。大きく三つに分けられる。第一は地元での富士登山参詣人に対する清め祓いや祈禱・神楽奉納などの宗教的儀礼の執行と登山の世話である。第二は、且家廻りといって、且家所在の村々を廻り、富士山牛玉札や且家の依頼を受けて行う祈願・祈禱の札を配布することである。第三は浅間神社や山内諸社、

山小屋などを含めて信仰対象である富士山北口の維持・管理にかかわることであるとしている。富士吉田市史編さん委員会編集『富士吉田市史』通史編第二巻、近世（富士吉田市、平成十三年）八六一頁。

- (13) 小沢彦遅（一八二三—一九〇五）。富士山北口浅間御師。簡屋。小沢彦遅の著書には『扶桑教会 道の一すぢ』（明治十年）『扶桑教祖年譜 巻一 一二』（明治十六年）がある。小沢彦遅に関係する研究書には、大谷正幸「『扶桑教祖年譜』における角行系宗教の伝承（一）」『佛教文化学会紀要』第十四号（佛教文化学会、平成十七年）、同「明治初期の扶桑教と富士信仰—『扶桑教祖年譜』にみる角行系宗教の伝承（二）」『佛教文化学会紀要』第十五号（佛教文化学会、平成十九年）、同「富士行者・村上光清と食行身祿の新しい伝記—『扶桑教祖年譜』における角行系富士信仰の伝承（三）」『佛教文化学会紀要』第二二号（佛教文化学会、平成二十四年）がある。また、同「角行系富士信仰—独創と盛衰の宗教—」（岩田書院、平成二十三年）がある。

- (14) 平野榮次『富士信仰と富士講』（岩田書院、平成十六年）二〇七頁。

- (15) 六野健弑監修・福田勝水著『教祖伝』（扶桑教立教百年記念事業奉賛会、昭和五十七年）一三九頁。『教祖伝』は小沢彦遅が著した「扶桑教興教年譜」三冊を基にして著述されているという。「扶桑教興教年譜」は明らかではない。

- (16) 現在の北口本宮富士浅間神社。以下、北口本宮富士浅間神社と記す。山梨県富士吉田市上吉田五五八番地。古くは富士浅間大菩薩、同大明神から富士浅間社となり、慶応二年（一八六六）富士嶽神社に改称する。明治五年郷社に列し、同十二年県社に昇格する。同四十三年富士嶽神社を富士浅間神社と改称。昭和二十一年現社名に改める。山梨県神道青年会編『山梨県神社誌』（山梨県神道青年会、昭和六十年）

- (17) 神社条目。江戸幕府が寛文五年（一六六五）に発布した神社・神職に対する法令。諸社欄宜神主法度ともいわれるが、この称は近代になり便宜的に付されたもので、これが機能した近世において神社条目と称された。当初は吉田家を諸国社人の執奏にするの意をも含めてのものであったようであるが、神祇伯白川家の主張・吉田家との抗争が深刻化してく

るにつれ、幕府は次第に方向の転換をはかり発布意図の明確化をさけるとともに、白川・吉田両家の争論いわゆる伯下論争に対する裁許を通して神社・神職に対する統制を徹底していった。条目五カ条の全文は次の通りである。

定

一 諸社之禰宜・神主等、専学神祇道、所其崇敬之神体、弥可存知之、有来神事祭祀可勤之、向後於令怠慢者、可取放神職事

一 社家位階、従前々以伝、奉遂昇進輩者、弥可為其通事

一 無位之社人、可着白帳、其外之装束者、以吉田之許状可着之事

一 神領一切不可売買事

附、不可入于質物事

一 神社小破之時、其相応常々可加修理事

附、神社無懈怠掃除可申付事

右条々、可堅守之、若違犯之輩於有之者、随科之輕重可沙汰者也

寛文五年七月十一日

前掲『神道史大辞典』。神社条目については橋本政宣執筆を参考にした。

(18) 前掲『富士吉田市史』通史編第二卷第十章第六節。

(19) 前掲『富士吉田市史』通史編第三卷一七―二〇頁。

(20) 平田派門人姓名録と誓詞帳に小沢志摩守、甲斐国富士浅間神社祝、柿沼雅雄紹介、明治元年十月廿五日とある。平田篤胤全集刊行会『新修平田篤胤全集別巻』（名著出版、昭和五十六年）一五二頁、四〇〇頁。宍野半の平田派入門は以

下の通り。平田派門人姓名録と誓詞帳に宍野半左エ門（半）、鹿見島藩、二十七歳、川上姦紹介、明治三年二月廿七日。

同『新修平田篤胤全集別巻』二〇一頁、四五四頁。

- (21) 小泉雅弘「吉田御師「蒼龍隊」の戊辰戦争」明治維新史学会編『明治維新と文化』明治維新史研究八（吉川弘文館、平成十七年）三八〜四一頁によると、探索や警衛等の軍事活動、富士講（信徒）とのかかわり、修験・社僧の復飾と神仏分離への関与等の活動を行ったことが記されている。

- (22) 前掲「吉田御師「蒼龍隊」の戊辰戦争」四八頁。

- (23) 前掲「吉田御師「蒼龍隊」の戊辰戦争」四五〜四七頁。

- (24) この招魂祭とその際の雅楽（奏楽）については、阪本是丸「近代の神社祭祀と「神社音楽」——『浦安の舞』への道程（上）——『神道宗教』二四一号（神道宗教学会、平成二十八年）。

- (25) 前掲『富士吉田市史』通史編第三巻二八〜三〇頁。

- (26) 阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年）。八頁。

- (27) 前掲『浅間神社の歴史』六八八頁。

- (28) 前掲『浅間文書纂』八五〜九〇頁。

- (29) 前掲『浅間神社の歴史』二五頁。

- (30) 前掲『浅間文書纂』九〇頁。

- (31) 前掲『浅間文書纂』九〇頁。鈴樹忠告は栃木県平民。明治六年十二月二十七日に静岡県十二等出仕。七年四月に静岡県少属。静岡県史料刊行会編集『明治初期静岡県史料第一巻』（静岡県立中央図書館蔵文庫、昭和四十二年）。取除かれた仏像については、前掲『富士山頂上の歴史』が詳しい。

- (32) 第四章を参照のこと。浅間宮は、明治十年三月二十一日に富士山本宮浅間大社の摂社になり、同十三年七月十七日に

奥宮となった。前掲『浅間神社の歴史』二七頁。

(33) 「宍野君が来た」とのみ記されているが、小沢彦遅の御師の宿は、現在の山梨県富士吉田市上吉田にあったので、上吉田に来たと考える。

(34) 宍野半は、二十二日に大宮に帰っているが、それから二日後の七月二十四日、宍野半は富士山本宮浅間大社において臨時祭を執り行い富士山頂を目指している。

(35) 大宮は静岡県富士宮市大宮町、川口は山梨県南都留郡富士河口湖町河口、須走は静岡県駿東郡小山町須走と考える。

(36) 前掲『教祖伝』四二～四三頁。

(37) 『新聞雑誌』（明治七年九月十四日付）。中山泰昌編著『新聞集成 明治編年史』第二卷（明治編年史頒布会、昭和四十年再版）。『新聞雑誌』は明治四年五月の創刊。木戸孝允が新政府の施策の徹底と人心の啓発を図る必要から新聞の発行を決意した。後の『東京曙新聞』、『国史大辞典』第十卷（吉川弘文館、平成元年）。

(38) 岩科小一郎『富士講の歴史』（名著出版、昭和五十八年）の記述を参考にした。三六八頁。

(39) 前掲『浅間文書纂』九〇頁。

(40) 「神社祭式制定」（明治八年四月十三日、式部寮達）。前掲『明治以降神社関係法令史料』。八三頁。

(41) 塚原康子『明治国家と雅楽―伝統の近代化／国楽の創成』（有志舎、平成二十一年）六十七頁

「紅葉山楽人は、明治二年春には一四名をかぞえていた。明治三年十一月に雅楽局に任官したのはこのうちの四名。任官しなかった一〇名のうち、五名は徳川宗家に従って静岡に移住」という。東儀音和、東儀閑八は五名のうちの二名であろう。久能山東照宮社務所編集兼発行者『久能山叢書』第五編（久能山東照宮社務所、昭和五十六年）には、「御用留（巳（明治二年）八月廿六日差出）右伺之上改名仕候間、此段申上置候以上」（一一四頁）というものがあるが、その五人の中に、東儀音和、東儀閑八の名が見える。

(42) 後年のことになるが、富士一山教会（後、扶桑教会となる）は、明治十五年五月十五日に神道扶桑派として特立を果たし、同年十一月に神道扶桑教となった。その報告祭を同十六年七月二十六日に富士山頂で執り行った。宍野半が祭主を勤め、竜笛・鳳笙・箏・太鼓による雅楽も奏されたことが、前掲『教祖伝』に記載されている。これは、富士山頂神仏分離の際の雅楽との関連を感じる。

(43) 現在の浅間神社。山梨県南都留郡富士河口湖町川口一番地。旧県社。前掲『山梨県神社誌』。

(44) 藤村紫朗（ふじむらしろう） 熊本藩士。弘化二年生まれ。明治四年十一月大阪府参事に任じられて以来、山梨県権令・同県令・同県知事を歴任。貴族院議員。日本歴史学会編『明治維新人名事典』（吉川弘文館、昭和五十六年）。

(45) 史料①～④は山梨県編集『山梨県史』（資料編一六、近現代三、山梨日日新聞社、平成十年）一六～一九頁。

(46) 富士山頂上については、前掲『富士山頂上の歴史』に詳細に述べられている。

(47) 富岡敬明（とみおかけいめい） 肥前小城に文政五年に生まれる。国事に奔走。明治六年十一月山梨県権参事。男爵。下中邦彦編『日本人名大事典』（復刻版、平凡社、昭和五十四年）。

(48) 大久保利通の内務卿就任期間は、一回目は明治六年十一月二十九日から同七年二月十四日、二回目は同七年四月二十七日から同年八月二日、三回目は同年十一月二十八日から同十一年五月十四日。秦郁彦『日本官僚制総合事典』（東京大学出版会、平成十三年）。

(49) 伊藤博文の内務卿就任期間は明治七年八月二日から同年十一月二十八日。前掲『日本官僚制総合事典』。

(50) 林友幸（はやしともゆき） 萩藩士として文政六年に生まれる。戊辰の役で各地に戦った。明治七年二月内務大丞兼土木頭。伯爵。前掲『日本人名大事典』。

(51) 前掲『浅間文書纂』九三頁。

(52) 前掲『富士山頂上における神仏分離と『富士山頂上独案内』』及び『富士山頂上の歴史』では、宍野半が同じ伺書を

山梨県権令藤村紫朗と静岡県権令大迫貞清宛てに提出したことを記している。

